

トリンガル トリグロシア
「三言語話者」と「三言語併用社会」

—ルクセンブルクにおける社会の単言語化と語学教育の課題—

木戸 紗織

《要旨》

ルクセンブルクは、ルクセンブルク語、ドイツ語、フランス語を併用する三言語併用社会（トリグロシア）である。人々は、語学学習に特化した教育制度の中でこれらの言語を学び三言語話者（トリリンガル）となる。本来、三言語には場面ごとの使い分けがあるが、外国人に対しては、場面に関係なく外国人の得意とする言語が用いられる傾向にある。こういった環境が国外からの就労、定住を促進し、今日では人口の約半数を外国人が占めるまでになった。外国人が増加すれば言語も多様化すると考えられるが、実際にはフランス語の需要が増え、外国人の多くは単言語話者（モノリンガル）であることが指摘されている。なかでも、教育現場ではルクセンブルク語を母語としない児童が半数を超え、児童の学習環境の改善と三言語話者の養成という目的の間で、人々は難しい選択を迫られている。外国人比率は年々高まっており、今後この傾向はより強まると予測される。国際化によって社会が単言語化するという矛盾の中で、人々は外国人を受け入れつつ三言語併用を維持するための方法を模索している。

1. ルクセンブルク大公国の概要

ルクセンブルク大公国は、面積2,586km²、ドイツ、フランス、ベルギーに囲まれた、人口57.6万人の小国である。大公を元首とする立憲君主国であり、首都は国名と同じルクセンブルク市である。

この国の歴史は、963年アルデンヌの伯爵ジークフロイト（Sigefroid）が、

リュシリンブルク (Lucilinburhuc) と呼ばれる城塞を築いたことに始まる¹。その後、徐々に勢力を拡大し、ボヘミアにも領地を得たほか、金印勅書の発行やプラハ大学の創設で知られるカール4世 (1346-78) など、4名の神聖ローマ皇帝を輩出した。ところが、伯爵の借金のためにルクセンブルク領土に抵当権が設けられ、1443年ルクセンブルクはブルゴーニュ公国の支配下に組み込まれる。その後もスペイン・ハプスブルク家領、オーストリア・ハプスブルク家領、フランス領と帰属が変わり、ようやく1839年に独立を果たす。この間に、ルクセンブルクは三度領土の一部を割譲している。まず、1659年に南部の一部をフランスへ、次いで1815年に東部の一部をプロイセンへ、さらには1839年に西部の大部分をベルギーへ割譲し、これによって面積は最大時の4分の1にまで減少した²。当時のルクセンブルクは、大公国という独立した国家でありながらオランダ国王の個人所有という奇妙な位置づけになっており、ベルギー革命によってベルギーがオランダから独立した一方、ルクセンブルクは二分され、西部がベルギーに³、東部はオランダとの同君連合⁴という形でオランダに残ることとなった。ただし、オランダとの間にベルギーを挟んでいるため、実質的にはオ

¹ 「小さな城」を意味するこの名が、国名の由来である。

² 現在の国土が確定したことから、ルクセンブルクはこの1839年を独立の年としている。

³ 現在のベルギー、リュクサンブール州 (州都アルロン)。

⁴ 1890年、ウィレム3世の死を受けて、オランダでは娘のウィルヘルミナがオランダ女王として即位するが、ルクセンブルクには女系継承の規則がなかったため、同君連合を解消し、ナッサウ・ヴァイルブルク公アドルフがルクセンブルク大公となった。その後、アドルフの息子が即位してギョーム4世となるが、1907年に王位継承法が改正され、3代マリー・アデライード女大公 (アドルフの孫)、4代シャルロット女大公 (マリー・アデライードの妹) と女大公が続く。現在は、シャルロットの孫にあたるアンリ大公 (在位2000-)。なお、シャルロットの代に家名をルクセンブルク家に改称した。

ランダ領の飛び地のような状態であった。むしろ、1814-15年に開かれたウィーン会議以降、ルクセンブルクはフランスに対する防衛線の一部としてドイツ連邦に編入されており、首都に軍が駐留するなど、プロイセンの影響を強く受けていた。

その後、ルクセンブルクでは鉄鉱床が発見され、製鉄業が発達する⁵。これを見たナポレオン3世が、当時のオランダ国王兼ルクセンブルク大公であったウィレム3世にルクセンブルクの売却を持ちかけるが、周辺国はルクセンブルクをプロイセンとフランスの緩衝国とすべく、1867年、国際的な保障のもと非武装永世中立国とした。ところが、第一次、第二次世界大戦ともに、ドイツがルクセンブルクに侵攻する。とりわけ、第二次大戦下ではドイツによる執拗な同化政策が行われたため、ルクセンブルクはこれ以降、永世中立ではなく集団安全保障体制によって独立を保つという方針に転換する。そこで、非武装永世中立規定を撤廃して北大西洋条約機構(NATO)に加盟した他、欧州連合(EU)の原加盟国として、今日もなおヨーロッパの集団安全保障体制の構築に積極的に関与している。

以上のように、ルクセンブルクはドイツ、フランスの間に位置するというその地理的条件から様々な面で両国の影響を受けてきた。なかでも、ドイツ語、フランス語の存在は、現在のルクセンブルクの大きな特徴となっている。1839年の最後の領土割譲まで、ルクセンブルクでは国土の真中を南北に言語境界線が走り、西のフランス語地域と東のドイツ語地域に分かれていた。しかし、どちらの地域でもフランス語が行政語であったため、フランス語地域ではもっぱらフランス語のみが用いられていたが、ドイツ語地域では相当数の人々が日常生活のためのドイツ語と行政のためのフラ

⁵ その生産量は驚異的な伸びを見せ、第一次世界大戦の直前には、人口一人あたりの生産量が世界第1位となっている(トラウシュ1999: 90)。

ンス語を使い分けていた（トラウシュ1999: 71）。この状態は三度目の国土分割まで続き、西部のフランス語地域をベルギーへ割譲したことで、ルクセンブルクはドイツ語のみの単一地域となる。ところが、フランス語母語話者が不在となった後もこの体制が維持され⁶、ドイツ語母語話者による日常的なドイツ語の使用と指導者層によるフランス語の使用という二言語体制が成立した。フランス語は地域としては失われたが機能として残され（Neuhausen 2001: 13）、現在に至っている。

さらに、当時のドイツ語は、厳密にはドイツ語のルクセンブルク方言と認識されており、書きことばとして用いられる標準ドイツ語と区別して、当地の住民同士の会話でのみ用いられていた。この方言は、国家の成立とともに徐々にルクセンブルク固有の言語とみなされるようになるが⁷、なかでも、大きな転換点として次の二つが挙げられる。一つは、第二次世界大戦中のドイツによる同化政策である。「国勢調査というただの統計調査に名を借りて、国民の対独忠誠心を踏み絵にかけようとする企み」（トラウシュ1999: 164）に対し、国籍、母語、人種について「三つとも『ルクセンブルク』と書け！（Dreimol Lëtzebuergesch!）」と呼びかける運動が行われ、これ以降ルクセンブルク語が人々の母語として認識されるようになった。そして、第二の転換点が1980年に訪れる。この年、ドイツの民族主義的な新聞が、ルクセンブルク語はドイツ語の一方言にすぎず、したがって領土的にもドイツの一部であると主張する記事⁸を掲載した。これを受けて、ルクセンブルク国内ではルクセンブルク語の位置づけに関する議論が

⁶ トラウシュは、フランス語が行政語として引き続き使用された理由を、指導者層が精神的なドイツ化を望まなかったためと考えている（ebd.: 108）。

⁷ ルクセンブルク語による最初の書籍が出版されたのは1829年、初めての辞書が刊行されたのは1847年である。

高まり、1984年、ルクセンブルク語を国語と明記した言語法が制定された⁹。これに基づき、今日ルクセンブルク語は言語学的にはドイツ語のモーゼル・フランケン方言に分類されるが、社会言語学的には独立した一つの言語とみなされている。

このように、ルクセンブルクにおいて言語は国家の独立の象徴であり、言語の成立と国民のアイデンティティの形成は軌を一にしている。ドイツのルクセンブルク方言 (*lëtzebuergesch*en *däitsch*) から自分たちの言語 (*eis sprooch*) への意識の変化はまさにパラダイムシフト (Moulin 2006: 313) であり、独自言語の獲得は国家にとっても国民にとっても重要な転換点となったのである。ところが、ルクセンブルクはルクセンブルク語のみの単一言語国家とはならず、ルクセンブルク語、ドイツ語、フランス語の三言語併用体制 (*Triglossie*) を維持している。これら三言語は、前述の言語法によって行政および司法の言語と規定され¹⁰、国内で地域の別なく用いられるが、場面によって使い分けられている。次章では、その詳細について述べる。

2. 三言語併用社会の形成

ルクセンブルクの言語状況をどのように捉えるかは、研究者によって意見が分かれている。たとえば、トラウシュ (1999: 108) は、「話しことば

⁸ 「ルクセンブルクの自己否定 — 小国のドイツ・アイデンティティからの逃亡 — (*Luxemburgs Selbstverleugung: Flucht des Miniaturstaates aus der deutschen Identität*)」、*Deutsche Nationalzeitung*, Nr.10, 7. März 1980, München. Sp.5.

⁹ 言語の規制に関する1984年2月24日法 (*Loi du 24 février 1984 sur le régime des langues*)。その第一条 [国語] に、「ルクセンブルク国民の国語はルクセンブルク語である。」と規定されている。邦訳は、田村 (2005) による。

¹⁰ 言語法第3条及び第4条。

としてのルクセンブルク語、書きことばとしてのドイツ語、公的言語としてのフランス語」と表現している。一方、ゲッツィンガー (Goetzinger 2003: 46) は、フランス語とドイツ語を書きことばとして共に支配的な言語であるとみなしている。ギレス (Gilles 2009b: 189) も、ルクセンブルク語が口頭コミュニケーションの中心的なメディアであり、ドイツ語とフランス語が複雑な体系に基づいて書きことばの分野を分担するという点では同じだが、このことはルクセンブルク語話者同士のコミュニケーションにのみ限られるとし、非ルクセンブルク語話者がコミュニケーションに参加する場合にはフランス語を用いる傾向があるとしている。また、小川 (2015: 45ff) は、クロス (Kloss 1978) をもとに言語状況を検証し、ルクセンブルク語を下位変種、ドイツ語、フランス語を上位変種¹¹とした場合、フランス語とドイツ語は社会的な機能に違いがあることから、同列の上位変種として考えることに疑問を呈している¹²。フェーレン (Fehlen 2009: 47ff) に至っては、そもそも「話しことばとしてのルクセンブルク語、書きことばとしてのドイツ語、フランス語」という考え方を誤った二分化であるとし、この分類に上位および下位変種という概念を加えて、四言語併

¹¹ 上位変種、下位変種という考え方は、チャールズ・ファーガソン (C. A. Ferguson) による二言語併用論に基づいている。ファーガソンは、一つの社会で近い関係にある二つの変種が併存し、両者が安定して使用されている状態を二言語併用 (ダイグロシヤ) と呼んだ。さらにこの二つの変種について、両親から習得し日常生活の中で口語的に用いられる変種を下位変種 (regional dialects = low variety)、教育によって習得され、書きことばとして用いられる変種を上位変種 (superposed variety = high variety) とした。多くの場合、下位変種が近親者との会話のうちから母語として獲得され、私的な場で使われるものであるのに対し、上位変種は教育によって獲得され、公的な場で使われる。ファーガソンは例として、詩 (上位変種) と民話 (下位変種) や、新聞の図のキャプション (上位変種) と政治的な風刺画のキャプション (下位変種)などを挙げている。Vgl. Ferguson (1959).

用 (Tetraglossie) と捉えている。すなわち、書きことばの上位変種としてフランス語が、下位変種としてドイツ語またはルクセンブルク語があり、話しことばの中にも上位変種としてルクセンブルク語（必要に応じてその他の言語）が、下位変種としてルクセンブルク語の地域変種があるとしている。

【表 1 研究者ごとに見た各言語の特徴】

	ルクセンブルク語	ドイツ語	フランス語
トラウシュ	話しことば	書きことば	公的言語
ゲッツィンガー	—	書きことば	
ギレス※	話しことば	書きことば	
小川	下位変種？	上位変種？ ≠ 上位変種？	
フェーレン	標準変種：書きことば（下位変種） 話しことば（上位変種） 地域変種：話しことば（下位変種）	書きことば （下位変種）	書きことば （上位変種）

※ルクセンブルク語話者同士の場合のみ

¹² Kloss (1978: 323ff) は、変種間の近親性とそれぞれの変種の話者数に基づき多言語社会を6つのモデルに分類している。小川 (2015) はこれに当てはめて、ルクセンブルク語とドイツ語は近い関係にあるが、ルクセンブルク語とフランス語は系統的に異なっているため、二つの異なる二言語併存が併存していると考えた。そして、ルクセンブルク語とドイツ語はモデルA（二つの変種が近い関係にあり、下位変種話者の大部分が上位変種を用いる）に相当するが、ルクセンブルク語とフランス語はモデルC（二つの変種が近い関係になく、下位変種話者の大部分が上位変種を用いる）に当てはまるものの、フランス語の習熟度には個人差があるため、ニュアンスが異なると述べている。

ルクセンブルク語が話しことばだけでなく書きことばにも用いられるとされている点で、フェーレンは他と大きく異なっている。また、フランス語について、トラウシュが公的な言語、フェーレンが書きことばの上位変種と捉えているのに対し、ギレスは、同様の見方を認めつつも、別の側面として非ルクセンブルク語話者とのコミュニケーション言語という役割を見出している。

このように社会における各言語の役割を分析する先行研究はいくつかあるが、一方で、その具体的な使用状況を述べた研究は多くない。先行研究では、ルクセンブルクの言語状況を網羅的に述べたベルク (Berg 1993)¹³ が、たびたび参照されている。あるいは、新しい研究としてバレーヌ調査 (Le sondage “Baleine”) がある。これは、社会言語学的観点から行われた言語調査である¹⁴。これら二つの研究は立場や目的が異なるため直接比較することはできないが、それぞれの言語が、誰に、いつ、どのように用いられるのかを知る手掛かりとなる。

以上を踏まえて、各言語の特徴をまとめると以下ようになる。研究者によって見方が異なるが、少なくとも、ルクセンブルク語は話しことばとしての使用が主であるという見方については一致していると考えてよいだろう。特別な場合を除き、ルクセンブルク語はルクセンブルク人の母語なので¹⁵、まず家庭内で話しことばとして習得し、その後教育によって書きことばとして習得する。後者について、その程度には様々な見方があるが、

¹³ 本書のタイトルである „Mir wëlle bleiwe, wat mir sin“ は「あるがままでありたい」を意味するルクセンブルク語であり、現在の独立した状態を保ちたいという意味が込められている。なお、本文はドイツ語で書かれている。

¹⁴ 現在までに、1996年と2007年の2度行われている。さらに、バレーヌ調査とは呼ばれていないが、2011年にも統計局とルクセンブルク大学によって言語調査が行われている。

¹⁵ この定義が揺らぎつつあることについては、4章で述べる。

Eメールやショート・メッセージ・サービス（SMS）では使用される頻度が高い。これらの媒体では若者が好んでルクセンブルク語を用いており、このような新しいメディアがルクセンブルク語の書きことばとしての使用拡大に重要な役割を担う（Gilles 2009a: 167）と考えられている。公的な例では、国会の議事録でルクセンブルク語が用いられるが、新聞¹⁶や論文ではほとんど使用されない。聖書でも、神学に関する語彙の不足やドイツ語からの借用（Evangeliar 2009: X）が見られる他¹⁷、一部の司祭には「神のことば」として不適切であると感じられている（木戸 2016: 144）。したがって、現在のルクセンブルク語は、方言からいわゆる標準語となるための規範化の途中だと言える¹⁸。

フランス語については、以前から行政語として用いられてきたことを背景に、今日でも高い権威性が認められる。言語法によって唯一の立法の言語と規定されている¹⁹他、企業においてもフランス語はほぼ必須とされており、とくに私企業では他の言語に比べてフランス語の需要が際立っている（Fehlen 2009: 159）²⁰。まさにフランス語は威信言語（小川 2015: 196）であるが、公的言語として話しことば、書きことばの両面で用いられるの

¹⁶ ルクセンブルク語が見出しなどに用いられることはある。また、小川（2015: 183ff）の調査によると、小規模自治体の広報誌などでは一部でルクセンブルク語が用いられていることが報告されている。

¹⁷ ルクセンブルクはカトリック教国であるが、聖典に関して公的に刊行されているのは新約聖書のみである（ただし、完訳でないため、バチカンには認められていない）。Vgl. 木戸（2012: 24f）。

¹⁸ 田原（2007）は、今日のルクセンブルク語がもはやドイツ語の影響下にはないと考えている。

¹⁹ 言語法 第二条 [法律に関する言語]。

²⁰ あわせて、木戸（2014: 21）も参照。

か、ドイツ語とともに書きことばの分野のみを担うのかは意見が分かれている。また、例外的に、ルクセンブルク語を解しない相手との話しことばという見方もある²¹。

最後に、ドイツ語については書きことばという見方で一致している。これは、ルクセンブルク語が十分に規範化されていないことと深く関係している。ルクセンブルク人は、日常生活においてルクセンブルク語で思考したり話したりしたことを、ドイツ語で文字化するのだ (Fehlen 2009: 49)。以前から、書くときは標準ドイツ語、話すときはそのルクセンブルク方言という使い分けがあったことから、今日でもドイツ語が話しことばとして使われることはない。さらに、第二次大戦以降のドイツの干渉に対する反発から、ドイツ語の使用はより限定的となった。その典型例が新聞である。大手紙の場合、主要な記事ではドイツ語が圧倒的だが (Berg 1993: 40ff, STATEC 2013: 214)、死亡の公示はフランス語とルクセンブルク語で占められている。これは、書きことばとしてはドイツ語が用いられるが、私的な部分に関してはドイツ語が敬遠され、母語であるルクセンブルク語か権威性の高いフランス語が好まれることを示している。

ここまで、ルクセンブルクで使用される三つの言語の特徴を見てきた。ここで重要なのは、個人の能力がいかに高くとも、あらゆる領域あるいはコミュニケーションにおいてすべての言語が使えるわけではない (Gilles 2009b: 187) ということである。それぞれの言語には割り当てられた役割があり、原則として別の言語で代用することはできない。また、社会の三言語併用 (Triglossie) と個人としての三言語話者 (Trilingual) は異なるものであって、個人の能力は社会の中で自然と身につくものではなく、教育を通して獲得しなければならない。

²¹ この点については4章で考察する。

3. 三言語話者を養成するための語学教育

本章では、語学教育を中心に教育制度について述べる。

ルクセンブルクの義務教育は、2年間の就学前教育（Spillschoul）から始まる。これは、私設の幼稚園や保育所ではなく、小学校入学に向けてルクセンブルク語を学習するための公的な教育機関である。とりわけ、集団生活を通じて実践的な語学力を養うことに主眼を置いている。4歳になるとすべての児童が就学前教育へ通うが、さらにその前に1年間、任意で早期児童教育へ通うことができる。したがって、早ければ3歳から公的な教育機関への受け入れが制度化されている。

6歳からは6年間の初等教育が開始される。ここでは、1年次からドイツ語、2年次の2学期からフランス語の授業が組まれている。特筆すべきは、フランス語を除くすべての授業がドイツ語で行われることである。小学校の学習目標の一つがドイツ語で識字を行うことであり、ドイツ語の習得を目指して全ての科目をドイツ語で教えるイマージョン教育が行われている。この背景には、上述の通りルクセンブルク語の規範化の問題があり、識字言語としての役割を言語的に近いドイツ語が担っているのである。それどころか、ドイツ語の読み書き能力を保持していることが、「正しい」ルクセンブルク語の読み書き能力の前提になっていると小川（2015: 188）は指摘する。フランス語よりドイツ語の学習を優先することにも、母語との言語的な近さが関係している。ルクセンブルク語母語話者にとってドイツ語は比較的容易に習得できることから、ドイツ語を第一外国語として学ぶことは理に適っている。小学校では外国語の学習に力点が置かれ、ルクセンブルク語の学習は週0.5時間しか割り当てられておらず、その時間さえもドイツ語の学習に振り替えられることがあるという（Berg 1993: 34）。

なお、2009年から上記の制度が一本化され、任意の1年を含む9年制とみなされるようになった。2年ごと（就学前教育は任意の1年を含む3年）

の4期に分けられ、一貫性のある体系的な学習計画が組まれている。

続く中等教育では主としてフランス語が授業言語となり、フランス語能力の向上が図られる。加えて、2年目からは英語やラテン語などの第三外国語が追加される。中等教育は、大学進学を前提とする普通課程 (Lycée classique) と技術系の専門職を目指す技能課程 (Lycée technique) の2種類があり、前者ではフランス語を中心に多くの外国語を学ぶようカリキュラムが組まれているが、後者ではフランス語とともにドイツ語が併用され、語学学習の時間は前者に比べ少なくなっている。どちらの課程も前期3年間と後期4年間に分かれており、前期修了までの11年間は義務教育となっている²²。

以上が、ルクセンブルクにおける学校教育である。三言語話者を養成するため、まず早期に母語ルクセンブルク語を定着させ、次いで言語的に近いドイツ語を、その次にフランス語を導入するという、学習者の母語と目標言語のつながりを重視した段階的な学習カリキュラムが組まれている。時期的にも、3歳あるいは4歳という早い段階から学習を開始し、子供たちが集団生活を通して実際に言葉を使うよう促している。これは後のドイツ語、フランス語教育に時間を割くためでもあり、全体として学校教育の力点は、母語ルクセンブルク語ではなく、ドイツ語による識字化と、フランス語能力の向上に置かれている。この二言語は進学や就職を有利にするためのものではなく、ルクセンブルクで生活するために不可欠のスキルである。ドイツ語やフランス語で授業を行うのは、言語としての運用能力を高めるだけでなく、母語を介さずドイツ語やフランス語で思考する力を養うためでもある。このような徹底した語学教育により三言語話者が養成され、三言語併用社会が維持されているのである²³。

²² 留年した場合は、16歳になった時点で終了となる。

この一見非効率にも見える教育制度は、単なる歴史的産物として残されているわけではない。「三言語性 (Dreisprachigkeit)、もっと言えば多言語性 (Mehrsprachigkeit) がルクセンブルク人エリートの実際の母語」なのだ (Fehlen 2012: 46)。マルチリンガルであることは、理念的には理想的なヨーロッパ人像を体現することであり、現実的にはドイツ、フランス、イギリスといった巨大市場へのパスポートを手にするものである。エリートに限らず、小国に生きる現代人の多くが多言語能力を肯定的に捉え、支持しているのだ。

4. 三言語併用と非ルクセンブルク語話者

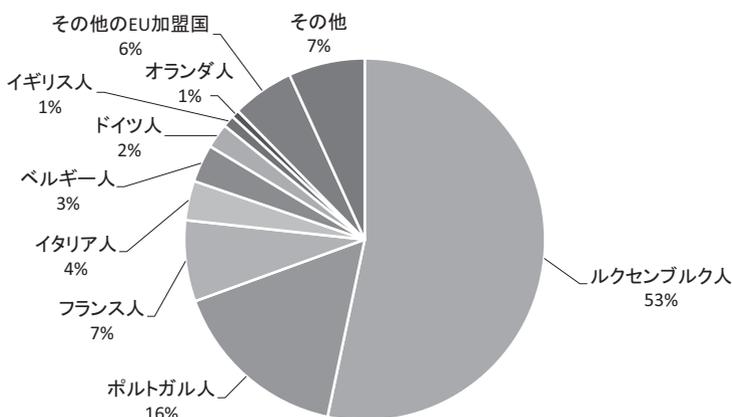
ここで、第2章で言及された非ルクセンブルク語話者の存在に目を向けてみよう。ルクセンブルクに居住する外国人は、2016年の時点でポルトガル人が最も多く、次いでフランス人、イタリア人、ベルギー人、ドイツ人、イギリス人、オランダ人となっており、人口に占める外国人の割合は46.7%に達する (図1)。本来、三言語には使い分けがあるのだが、外国人とのコミュニケーションにおいてはこの使い分けが存在せず、一貫してルクセンブルク人が相手の言語に合わせる (Goetzinger 2003: 48) ことから、外国人の多くは得意な一言語のみを使用する傾向にある。外国人の上位はロマンス語圏出身者 (ポルトガル人、フランス人、イタリア人、ベルギーのフランス語地域出身者²⁴) であるため、言語的に近いフランス語を用い

²³ このような教育制度に対する批判として、語学を重視するあまり他の科目にかける時間が少ないこと、成績評価において語学の占める割合が高く、語学の成績が進学に影響しやすいこと、などがある。これらの問題については他稿に譲る。

²⁴ Fehlen (2016: 37) によると、ベルギー人のうち、77.5%が主にフランス語を話すと回答し、オランダ語ないしフラマン語を話すと回答したのは9.5%であった。

やすく、ロマンス語圏出身者の多さに比例して全体的にフランス語の使用頻度が高くなる²⁵。その結果、今日ではフランス語がルクセンブルクのリングア・フランカ²⁶になりつつある（Weber 2009: 106f, Gilles 2009b: 194, 小川 2015: 173）。こういった状況を反映して、すでに労働者との接触が多いメディア²⁷ではフランス語の使用が増加している。ルクセンブルク語で話しかけた相手に、“Parlez français!”（「フランス語で話してください！」）と返される（Goetzinger 2003: 48）というのはい部に過ぎないかもしれないが、居住外国人は増加傾向にあることから、フランス語のみの単言語話者²⁸はますます多くなると考えられる²⁹、³⁰。

【図 1 国籍別人口比】



²⁵ バレーヌ調査によると、1997年の調査では外国人の約63%がルクセンブルク語を使用すると回答しているが、2004年の調査では57%とやや減少している。Fehlen (2009: 77) および木戸 (2014: 19ff) 参照。

²⁶ 異なる母語を持つ人同士のコミュニケーションで用いられる言語手段。媒介言語。

²⁷ 求人欄のフランス語化、フランス語のみの無料新聞など（木戸 2016: 60f）。

とりわけ、子供の単言語化は社会の単言語化に直結しうる問題である。2010年度の調査では、公立及び私立の学校に在籍する生徒のうち、ルクセンブルク人が58.3%、非ルクセンブルク人が41.7%となっている。さらに、家庭でルクセンブルク語以外の言語を話している小学生は56.1%に上り、半数以上の小学生がルクセンブルク語を母語としないことが明らかとなった。ルクセンブルク語母語話者と非ルクセンブルク語母語話者の割合は2008年に逆転し、年々差が拡大している。

就学前教育が義務化された理由はここにある。現行の教育制度ではルクセンブルク語母語話者を前提としたカリキュラムが組まれており、小学校入学までに、ある程度のルクセンブルク語能力を身につけていなければな

²⁸ ポルトガル語やイタリア語を母語とする人がフランス語を習得する場合、正確には彼らはバイリンガルだが、ルクセンブルク語、ドイツ語を習得せず社会の中でフランス語のみを使用する点を指して、ここでは単言語話者とみなす。

²⁹ これに対し、外国人の増加に伴ってフランス語の比率が高まると、フランス語への偏重を修正する社会的な力が働き、三言語主義のバランスを保つべくルクセンブルク語の会話力がこれまで以上に求められるようになるという指摘もある（高橋2012: 70）。

³⁰ 国内に居住する外国人と並び、国外に居住しルクセンブルク内で就労している外国人、すなわち越境通勤者も少なくない。2015年の時点で、隣接するフランス（84,400人）、ベルギー（42,700人）、ドイツ（43,100人）からの通勤者は約17万人に上り、越境通勤者に占めるフランス語話者の比率は、居住者よりも高いと考えられる。ゲッツィンガー（Goetzinger 2003: 48）は、フランスやベルギーからのモノリンガルな越境通勤者の存在を挙げており、彼らは、コミュニケーション上の障害を取り除くことだけを目的とすればわざわざルクセンブルク語を習得する必要はなく、場合によってはフランス語を話す方が有利になると指摘している。

しかも、居住外国人（258,700人）に越境通勤者（170,200人）を合わせると約43万人となり、ルクセンブルク人の人口（304,300人）の約1.4倍に相当する。そのため、昼間人口では外国人が多数派となり、主として言語選択の主導権が外国人にあることから、使用される言語はリングア・フランカであるフランス語に収斂される。Vgl. STATEC（2016: 14）。

らない。そのためには家庭内での教育が不可欠だが、半数以上の家庭で親との会話がルクセンブルク語でないことから、その役割を肩代わりするために就学前教育が義務化されたのである³¹。

しかしながら、小学校入学後はドイツ語が授業言語となり、原則としてすべての授業がドイツ語で行われる。ドイツ語の能力不足による学習の障害を補うため、実質的にはルクセンブルク語が非公式の授業言語となっている（Berg 1993: 34、Davis 1994: 98ff、Gilles 2009b: 188）という報告もあるが、ドイツ語の能力不足はその他の科目の理解不足につながりやすく、この傾向は非ルクセンブルク語母語話者に多く見られる。デイヴィス（Davis 1994）は早くからこの問題に着目し、ルクセンブルク人と外国人（とりわけロマンス語母語話者）の進学率の差を指摘している。

過半数の小学生がルクセンブルク語を母語としない今日、ルクセンブルク語の能力を前提とした現行の教育制度には批判も多い。具体的な解決策として、フランス語を非ルクセンブルク語母語話者の識字言語にするためのフランス語コースの創設³²（Weber 2007）や、ドイツ語とルクセンブルク語の連携を強化しドイツ語の学力向上を図るべきとする意見（Gilles 2009b: 188）などがあるが、教員組合は三言語併用の放棄につながるような政策に強く反対している（田村2010: 38）。

5. 国際化による社会の単言語化

ルクセンブルクでは、ドイツ語話者の住民に対して指導者層がフランス語を使用した結果ドイツ語とフランス語の二言語状態となり、さらにドイ

³¹ とくに就学前教育の前に任意で通う早期児童教育は、これらの家庭を想定している。

³² すでにいくつか実験的なプロジェクトが行われているが、ここではドイツ語コースとの学力差が解消されず、望ましい成果は得られなかった（田村2010: 34）。

ツ語からルクセンブルク語が独立したことで三言語併用社会が形成された。ルクセンブルク人は、母語であり国家の象徴であるルクセンブルク語の普及よりも三言語併用の維持を望み、外国人に対しては相手の言語に合わせるという姿勢をとっている。このような言語状況が外国人の就労、定住を促し、人口の約半数を外国人が占めるほど国際化を促進した。本来、国籍の多様化に伴って使用される言語は増加すると考えられるが、ルクセンブルクでは外国人の多くがフランス語のみを使用するという、単言語化が起きている。

従来の三言語併用体制でも、ルクセンブルク語とドイツ語にはそれぞれ書きことば、話しことばとして使用されにくい分野がある一方、フランス語はその両方で使用可能であった。とりわけ、フランス語は社会的にプレステージが高く、また教育レベルの証明ともなることから、ルクセンブルク人の側にもフランス語を用いることへの強い動機がある（Vgl. 木戸2014）。したがって、一概にフランス語使用の増加が外国人によるものとは言えないが、人々は日々高まっていくフランス語のプレゼンスに不安を抱いていないわけではない（Gilles 2009b: 191）。

こういった事態に対し、たとえば、2008年から国籍取得要件にルクセンブルク語の能力証明が義務付けられている³³。ところが、必要なのは口頭

³³ ルクセンブルクの国籍に関する2008年10月23日法（Loi du 23 octobre 2008 sur la nationalité luxembourgeoise.）

第7条1項b）当該人が十分な統合を証明しない場合、外国人の帰化は拒絶される。その条件は次のとおりである：言語の規制に関する1984年2月24日法で規定された言語のうち少なくとも一つについて、十分な能動的および受動的な知識が証明されない場合、また口語ルクセンブルク語の評価試験に不合格であった場合。到達すべきルクセンブルク語力のレベルは、口頭での表現がヨーロッパ共通参照枠のA2、口頭での理解がB1である（翻訳は筆者）。

試験のみとされ、そのレベルも会話がヨーロッパ共通参照枠（CEFR）³⁴のA2（6段階のうち下から2番目）レベル、聞き取りがB1（下から3番目）レベルと、決して高くない。これはルクセンブルク語の実情に鑑みたもので、あわせて条文には、三言語のうち少なくとも一つについて十分な能動のおよび受動的な知識を有していることと併記されている。これでは、職業レベルのフランス語と日常会話レベルのルクセンブルク語という現状を追認しているにすぎない。

子供の単言語化への対策はより一層困難である。教育制度改革によってフランス語コースを創設した場合、学力は向上するかもしれない。しかし、国内のフランス語の位置づけを考えると、彼らがドイツ語を学ぶ動機は低く、最終的に彼らはフランス語のみの単言語話者になる可能性が高いと考えられる。そのため、ドイツ語コースを受講した三言語話者とフランス語コースを受講したフランス語話者に国民が二分され、最終的に三言語併用というルクセンブルクのアイデンティティを喪失することになるのではないかという懸念がある（田村2010: 37f）。また、外国人居住者団体にも、ドイツ語コースを選択した同級生から切り離されてしまうことを危惧する声があり（ebd.: 39）、単言語化への危機感是非ルクセンブルク人の側にも存在している。

ルクセンブルクにとって、三言語併用は単なる伝統や文化ではなく、ドイツとフランスの間に位置する小国が国力を維持するための政治戦略であると言っても過言ではない。ルクセンブルク語という固有の言語によって独立を象徴し、ドイツ語、フランス語を用いることで両国の緩衝地帯としてのプレゼンスを高めることができるのだ。いくらフランス語が権威を持つとはいえ、単言語化によってフランス語圏の一部となってしまうことは

³⁴ 語学学習者の能力を表す国際的な評価基準。A1、A2は基礎段階、B1、B2が自立した学習者、C1、C2が熟練した学習者と位置づけられている。

望ましくなく、巨大なマーケットであるドイツ語圏へのインターフェース (ebd.: 189) であるドイツ語を維持し、あくまでも両方にアクセスできる存在であることが不可欠なのである。

では、フランス語偏重を是正するために、外国人労働者の受け入れを制限すべきかと言えば、それは現実的ではない。労働力の確保や人口の維持³⁵を考えると、もはや外国人を抜きにしてルクセンブルクは成り立たない (木戸 2016: 52ff)。そして何より、「ルクセンブルク人の特性である三言語主義 (Trilingualismus) がルクセンブルク人の母語であり、多様性 (Diversität) がアイデンティティの基礎となっている」(Goetzinger 2003: 52) と自認するならば、言語を理由に外国人の受け入れを制限することはできないのである。

【表2 ルクセンブルク人の使用言語】

	ルクセンブルク語	ドイツ語	フランス語	英語	ポルトガル語	イタリア語	スペイン語	フラマン語	その他
1997年 (975人)	99%	96%	96%	64%	5%	22%	6%	7%	—
2004年 (1,044人)	99%	99%	99%	80%	11%	32%	18%	12%	5%

Quelle: Fehlen (2009:77), Tableau 6, 7. 掲載にあたって筆者が体裁を変更した。

³⁵ 2015年度の出生率は1.47人。2000年の段階では、人口1,000人に対する出生者数がルクセンブルク人10.6人、外国人17.3人と大きく開いていたが、2015年ではルクセンブルク人10.4人、外国人11.2人と、ほぼ差がなくなっている。ルクセンブルク人が横ばいであるのに対し外国人が減少している理由は、明らかになっていない。なお、同年の失業率は、2000年が2.4%、2004年ごろから5%前後となり、2015年では6.9%。失業率は高まっているが、それでも他のEU加盟国に比べるとかなり低い。

むしろ、単言語化への打開策として、ルクセンブルク人の側が三言語以外の言語を身につけようとしているのではないだろうか。バレーヌ調査によると、第1回目の調査から第2回目の調査までの5年間に、三言語以外の言語の使用率が軒並み高くなっている（表2³⁶）。外国人がフランス語を多用する一方で、ルクセンブルク人が多言語化し、より積極的に相手の母語に合わせることで、ルクセンブルクの多言語性を維持しようとしている様子が見えてくる。

【参考文献】

- Berg, Guy: „*Mir wëlle bleiwe, wat mir sin*“ *Soziolinguistische und sprachtypologische Betrachtungen zur luxemburgischen Mehrsprachigkeit*, Tübingen, 1993.
- Council of Europe: *Common European Framework of Reference for Languages; Learning, Teaching, Assessment*, 2001.（邦訳：吉島茂、大橋理枝他訳編『外国語教育Ⅱ－外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』、朝日出版社、2004年）
- Davis, Kathryn Anne: *Language planning in multilingual contexts: policies, communities and schools in Luxembourg*, Amsterdam, 1994.
- Evangeliar*, Luxembourg, 2009.
- Fehlen, Fernand/ Piroth, Isabelle/ Schmit, Carole/ Legrand, Michel: *Le Sondage "baleine": une étude sociologique sur les trajectoires migratoires, les langues et la vie associative au Luxembourg*, Luxembourg, 1998.
- Fehlen, Fernand: *BaleineBis : Une enquête sur un marché linguistique multilingue en profonde mutation - Luxemburgs Sprachenmarkt im Wandel*, Luxembourg, 2009.
- Fehlen, Fernand: Elitensprache in Luxemburg. In: *forum* 314, Esch/Alzette, 2012. 41-46.
- Fehlen, Fernand: *Die Luxemburger Mehrsprachigkeit -Ergebnisse einer Volkszählung*, Bielefeld, 2016.

³⁶ 回答者による自由回答。習熟度は問わない。なお、2011年にも言語調査が行われているが、同様の質問項目がなかったため、本稿では取り上げていない。

- Ferguson, Charles A.: Diglossia. In: *Word* 15, 1959. 325-340. (Dil, Anwar S. (ed.): *Language Structure and Language Use*, California, 1971. 1-26.)
- Gilles, Peter (a): Jugendsprachliche Schriftlichkeit auf Luxemburgisch in den Neuen Medien. In: Wirtgen, Georges/ Berg, Charles/ Kerger, Lucien/ Meisch, Nico/ Marianne, Milmeister (S.L.D.): *Savoirs et engagements*, Differdange, 2009. 166-175.
- Gilles, Peter (b): Luxemburgische Mehrsprachigkeit; Soziolinguistik und Sprachkontakt. In: Elementaler, Michael (Hg.): *Deutsch und seine Nachbarn*, Frankfurt a. M., 2009. 185-200.
- Goetzinger, Germaine: Aspekte der Sprachwahl am Beispiel der Luxemburger Polyglossie-Situation. In: Delwaide, Jacobus/ Michels, Georg/ Müller, Bernd (Hg.): *Die Rheingesellschaft; Mentalitäten, Kulturen und Traditionen im Herzen Europas*, Baden-Baden, 2003. 45-53.
- Kloss, Heinz: *Die Entwicklung neuer germanischer Kultursprachen seit 1800*, Düsseldorf, 1978.
- Moulin, Claudine: Grammatisierung und Standardisierung des Lëtzebuergesch. Eine grammatikographisch-sprachhistorische Annäherung. In: Moulin, Claudine/ Nübling, Damaris (Hg.): *Perspektiven einer linguistischen Luxemburgistik: Studien zu Diachronie und Synchronie*, Heidelberg, 2006. 305-339.
- Neuhausen, Ingo: *Das Französische in Luxemburg, Eine Sprache im romanisch- germanischen Kontaktbereich*, Siegen, 2001. (Dissertation)
- Samarin, William J.: Lingua Franca. In: *Sociolinguistics/Soziolinguistik*, Bd.1, Berlin/NY 1987. 371-374.
- Statec Luxembourg: *Annuaire statistique du Luxembourg 2012*, Luxembourg 2013.
- Statec Luxembourg: *Luxemburg in Zahlen 2016*, Luxembourg, 2016.
- Weber, Jean Jacques: Rethinking Language-in-Education Policy in Luxembourg. In: *forum* 264, 2007. 24-26.
- Weber, Jean-Jacques: *Multilingualism, Education and Change*, Frankfurt a. M., 2009.
- 小川敦『多言語社会ルクセンブルクの国民意識と言語』、大阪大学出版会、2015年
- 木戸紗織「ルクセンブルク語新約聖書の受容 —司祭アンケートをもとに—」、ルクセンブルク学研究会『ルクセンブルク学研究』第3号、2012年、23-43頁
- 木戸紗織「ルクセンブルクにおけるフランス語使用拡大の背景 —外国人労働者の増加とルクセンブルク人の言語観—」、大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター『都市文化研究』第16号、2014年、15-27頁

木戸 紗織

木戸紗織『多言語国家ルクセンブルク –教会にみる三言語の使い分けの実例–』、大阪
公立大学共同出版会、2016年

高橋秀彰「岐路に立つルクセンブルクの3言語主義」、関西大学外国語学部紀要 第6号、
2012年、59-72頁

田原憲和『言語の屋根と階層構造』ブイツーソリューション、2007年

田村建一「ルクセンブルク」、渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』、
三元社、2005年

田村建一「ルクセンブルクが多言語教育と外国人児童生徒」、ルクセンブルク学研究会
『ルクセンブルク学研究』第1号、2010年、21-45頁

ジルベール・トラウシュ著、岩崎允彦訳『ルクセンブルクの歴史—小さな国の大きな歴史』、
刀水書房、1999年

【新聞】

Deutsche Nationalzeitung, Nr.10, 7. 3. 1980, Sp. 5, München.